

長崎労働基準監督署発表
令和7年8月20日(水)

【照会先】

長崎労働基準監督署

副 署 長 中川 征治

○第二方面主任監督官 大石 康博

電話 095-846-6391(17:15 まで)

095-846-6354(17:15~19:00)

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～墜落危険防止措置を講じていなかった疑い～

長崎労働基準監督署(署長 いのうえ かずひで 井上 和秀)は、本日、野田工業株式会社及び同社代表取締役を、労働安全衛生法違反の疑いで長崎地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和7年6月9日、長崎市梁川町の4階建て建物解体工事現場において、地上から高さ10.4メートルのテラスで、作業員が散水作業を行う際、作業床の端に墜落防止措置が講じられていなかった疑い

1 被疑者

(1)野田工業株式会社

所在地：長崎県長崎市滑石2丁目

事業内容：解体工事業

(2)代表取締役 A

2 違反条文

被疑者野田工業株式会社、被疑者Aともに労働安全衛生法違反

同法第21条第2項(事業者の講ずべき措置等)

労働安全衛生規則第519条第1項 (開口部等についての措置)

同法第119条第1号(罰則)

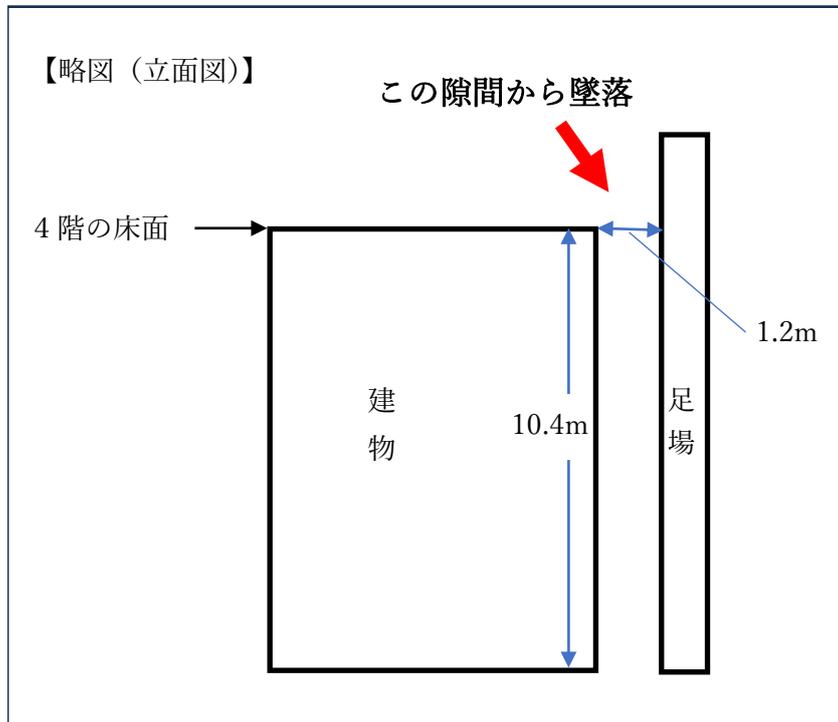
同法第122条(両罰規定)

3 災害の概要

野田工業株式会社が請け負った長崎市梁川町に所在する「RC(鉄筋コンクリート造)4階建て建物解体工事現場」において、令和7年6月9日、労働者Bを使用して高さ10.4メートルの同建物4階のテラスを作業床として散水作業を行わせるに当たり、

同テラスの作業床の端と同建物南側に組み立てた外部足場との間に約 1.2メートルの隙間がありましたが、代表取締役Aは、その作業床の端に手すりを設ける等、労働者の墜落を防止するために必要な措置を講じなかったものです。

その結果、労働者Bが高さ 10.4メートルの作業床の端から地面に墜落して死亡したものです。(略図参照)



4 被疑内容

労働安全衛生法では、高さ 2メートル以上の場所で作業を行う場合、労働者が墜落する危険を防止するため、囲い、手すり、覆い等の墜落防止設備を設けることが規定されていますが、本件災害発生当時、このような措置が講じられていなかった疑いがあるものです。

5 その他

長崎労働基準監督署管内において、令和 7年 1月以降 4件の死亡災害が発生していますが、そのうち 2件が建設業であり、死亡災害に占める建設業の割合は高い状況にあります。

また、墜落災害はひとたび発生すると重篤な結果となりやすいことから、長崎労働基準監督署では、臨検監督をはじめ労働災害防止団体及び発注者との建設現場合同パトロール、集団指導等あらゆる機会を通じて労働災害防止のための取組みを行っているところですが、法違反により死亡等の重篤な労働災害を発生させた事業者に対しては、今後も司法処分を含め厳正に対処する方針です。

6 添付資料

別紙 1 関係条文

関係条文

労働安全衛生法(昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号)

(定義)

第 2 条

- 一 (略)
 - 二 労働者 労働基準法第 9 条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。
 - 三 事業者 事業を行う者で、労働者を使用する者をいう。
- 三の二から四 (略)

(事業者の講ずべき措置等)

第 21 条

第 1 項 (略)

第 2 項

事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(罰則)

第 119 条

次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する

- 一 第 14 条、第 20 条から第 25 条まで、第 25 条の 2 第 1 項、第 30 条の 3 第 1 項若しくは第 4 項、第 31 条第 1 項、第 31 条の 2、第 33 条第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条、第 35 条、第 38 条第 1 項、第 40 条第 1 項、第 42 条、第 43 条、第 44 条第 6 項、第 44 条の 2 第 7 項、第 56 条第 3 項若しくは第 4 項、第 57 条の 3 第 5 項、第 57 条の 4 第 5 項、第 59 条第 3 項、第 61 条第 1 項、第 65 条第 1 項、第 65 条の 4、第 68 条、第 89 条第 5 項（第 89 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）、第 97 条第 2 項、第 104 条又は第 108 条の 2 第 4 項の規定に違反した者
- 二から四 (略)

(両罰規定)

第 122 条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則(昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 32 号)

第 519 条

第 1 項

事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下この条において「囲い等」という。）を設けなければならない。

第 2 項

事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。